

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

我が国の雇用環境は、所得の低迷や格差の拡大などに歯止めがかかっておらず、依然として厳しい状況にある。一方、特定最低賃金の改定にあたっては、地域別最低賃金の上昇もあり、結果として必要性審議において「必要性あり」に至らないケースが発生している。

このような状況の中で、特定（産業別）最低賃金は、セーフティネットである地域別最低賃金とは別の役割を果たす位置づけとして、改定にあたっては、労働条件の向上または事業の公正競争の確保の観点から、当該産業の労使協議のイニシアチブを最大限尊重した必要性審議が行われる必要が重要であるといえる。

よって本市議会は、国会、政府並びに神奈川県知事におかれて、次の事項について実現を図られるよう要望するものである。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。
- 2 地域別最低賃金の改定にあたっては、2009年度神奈川地方最低賃金審議会でご労使が結審した神奈川の「生活保護との整合性」を図る観点から、生活保護との乖離解消を本年度で実現すること。
- 3 特定（産業別）最低賃金の改定にあたっては、法が定める以下の役割等が果たされるよう、その趣旨および内容の周知徹底を強化されること。
 - (1) 当該産業の労働条件の向上または事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認め、関係労使のイニシアチブにより設定するものであること。
 - (2) 上記の位置づけを踏まえ、地方最低賃金審議会における「必要性審議」にあたっては、従来の本審での審議だけでなく、当該産業の労使が入った場（専門部会等）も含めた審議方法も含め、どちらかの審議方法を適用するかについて、地方最低賃金審議会で決定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会

内 閣 あ て
神奈川県知事

平成 2 5 年 6 月 2 8 日提出

提出者	相模原市議会議員	大 田	浩
提出者	相模原市議会議員	石 川	将 誠
提出者	相模原市議会議員	臼 井	貴 彦
提出者	相模原市議会議員	久保田	浩 孝
提出者	相模原市議会議員	大 槻	研
提出者	相模原市議会議員	関 根	雅吾郎
提出者	相模原市議会議員	宮 下	奉 機
提出者	相模原市議会議員	森	繁 之
提出者	相模原市議会議員	山 岸	一 雄